

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

消費税期限内納付 推進運動 実施中！

消費税の
期限内納付を
忘れずに。



- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※1)。

消費税には
申告・納付期限(※2)
があります。

申告・納税には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※4)

- ※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



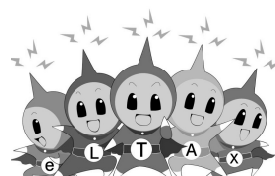
国税庁 e-Taxキャラクター
イータ君

厚木法人会は e-Tax・eLTAX を推進しています



公益社団法人 厚木法人会

【厚木税務署管内 厚木市・愛川町・清川村】



地方税 eLTAXキャラクター
エルレンジャー